

様式第8号

意見書・再意見書

2024年4月10日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市桃山台5丁目計画		
事業区域の位置	桃山台5丁目651番1、651番2 吹田市 5丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道を狭くするという事で工事の内容の設計図面(断面図)今の現状図からの工事設計図提出して下さい。 ○ 8Mもの高さの地上げに不満と不理解。 		
※受付年月日	R6年2月4日	※受付番号	第 号 05-7-11
※備考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和6年5月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

再見解書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました再意見書(No.1)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

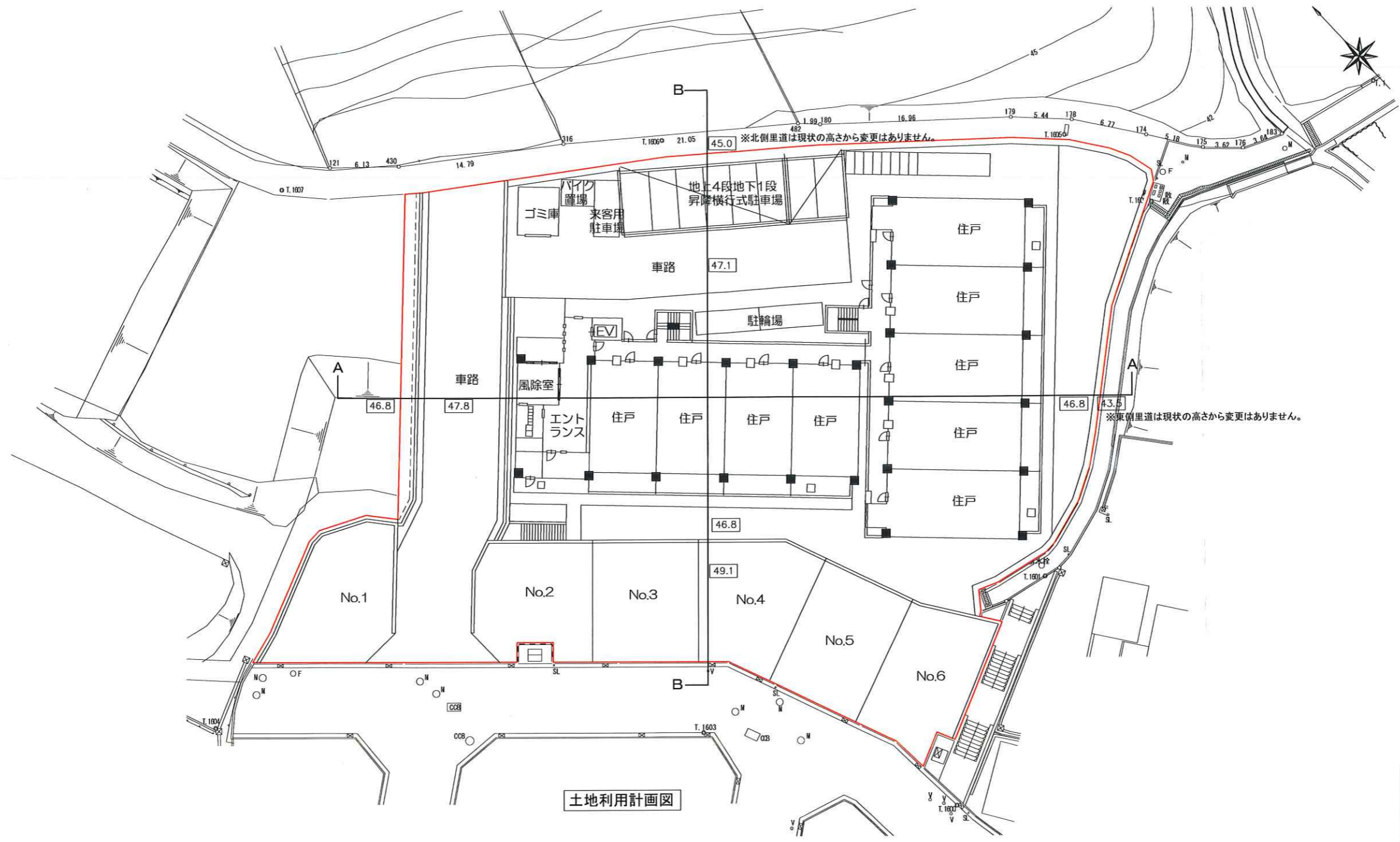
- 1. 里道を残すということですが工事の内容の設計図面(断面図)
今の現状図からの工事設計図提出して下さい。**

回答) 本計画の現況地盤ラインと計画地盤を記載した断面図を添付いたしますので、ご高覧下さいませようようお願い致します。

- 2. 8mもの高さの地上げに不満と不理解。**

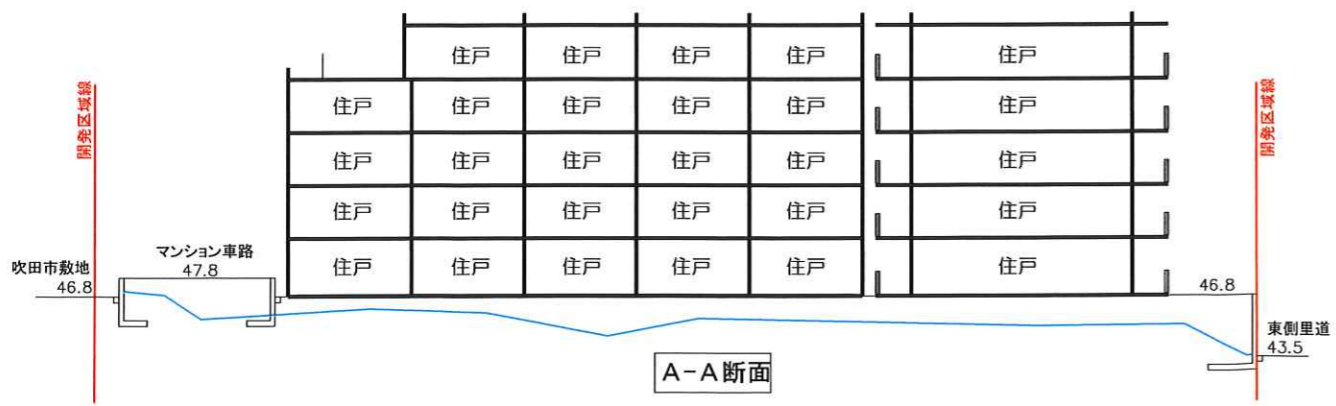
回答) この度のご案内が『8mの盛土』との誤認を生じさせるもので判り難いものでありましたことをお詫びいたします。本計画の盛土については、添付断面図の通りでございます。ご希望でしたら直接計画内容をご説明いたしましてご不安を解消いただきたく存じます。なお、本計画については、吹田市と協議を行い、都市計画法の許可を取得した上で進めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上

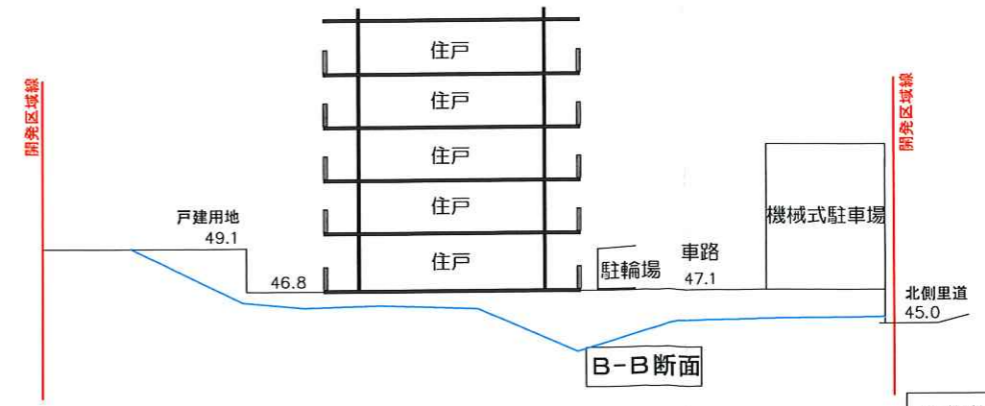


土地利用計画図

46.8 地盤高さ
 現況地盤ライン



A-A断面



B-B断面

※当計画は諸官庁との協議等により、
 変更が生じる場合があります。

S=1 : 400
 (仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画

地盤高さ参考図

様式第8号

意見書・再意見書

2024年4月12日

吹田市長宛

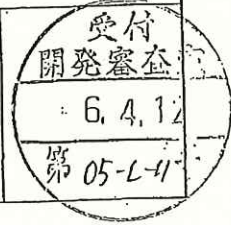
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市桃山台5丁目計画		
事業区域の位置	吹田市 桃山台五丁目651番1、651番2 春日三丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	別紙参照		
※受付年月日	R6年2月14日	※受付番号	第 05-L-11 号
※備考			※受付印



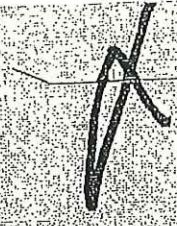
- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

記

(仮称)吹田市桃山台5丁目 計画につきまして下記に意見・苦情を申します

懸念事項

- 1 事業計画地の北側道路(里道)を利用(車両通行)しておりますが事業者は添付の書面を投函されてきました。北側里道の利用に関して不安を煽る内容であり非常に不愉快な気持ちになりました。又、このような書面を送付される事によって信頼・信用を喪失しました。北側里道は「本計画外」とご回答されておるようですが添付の書類内容から信憑性に欠けるものと考えます。明確なご回答を求めます。
- 2、これまでにご回答されております内容に関しましても施工者を決定していない状況で確約されるものかどうか懸念されます。この辺りの明確にご回答願います。
- 3、事業地内外の高低差がよくわかりません。これに関しても明確に記載して頂きますようお願いいたします。



令和6年5月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

再見解書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました再意見書(No.2)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

1. 事業計画地の北側道路(里道)を利用(車両通行)しておりますが事業者は添付の書面を投函されてきました。

北側里道の利用に関して不安を煽る内容であり非常に不愉快な気持ちになりました。

又、このような書面を送付される事によって信頼・信用を喪失しました。

北側里道は「本計画外」とご回答されておりますが添付の書類内容から信憑性に欠けるものと考えます。明確なご回答を求めます。

回答) 添付いただきました手紙については、事業者の費用負担で里道周辺の良化を過去に検討した際のものですが、その当時周辺の皆様と計画内容等について協議した結果、当該里道の整備は取り止めとなり現状を変更しないことといたしました。良かれと思いご提示した過去の手紙の内容と今回現状を変更しないとするご提示内容に差異が生じており信憑性を欠くところのご指摘につきましてはお詫びいたします。本計画については、里道の現状を変更しない計画を正式にお知らせするものであります。お騒がせしてしまい申し訳ございませんでした。なお、計画地周囲の里道は本計画地外となりますことを、本書にて改めてご説明させていただきます。

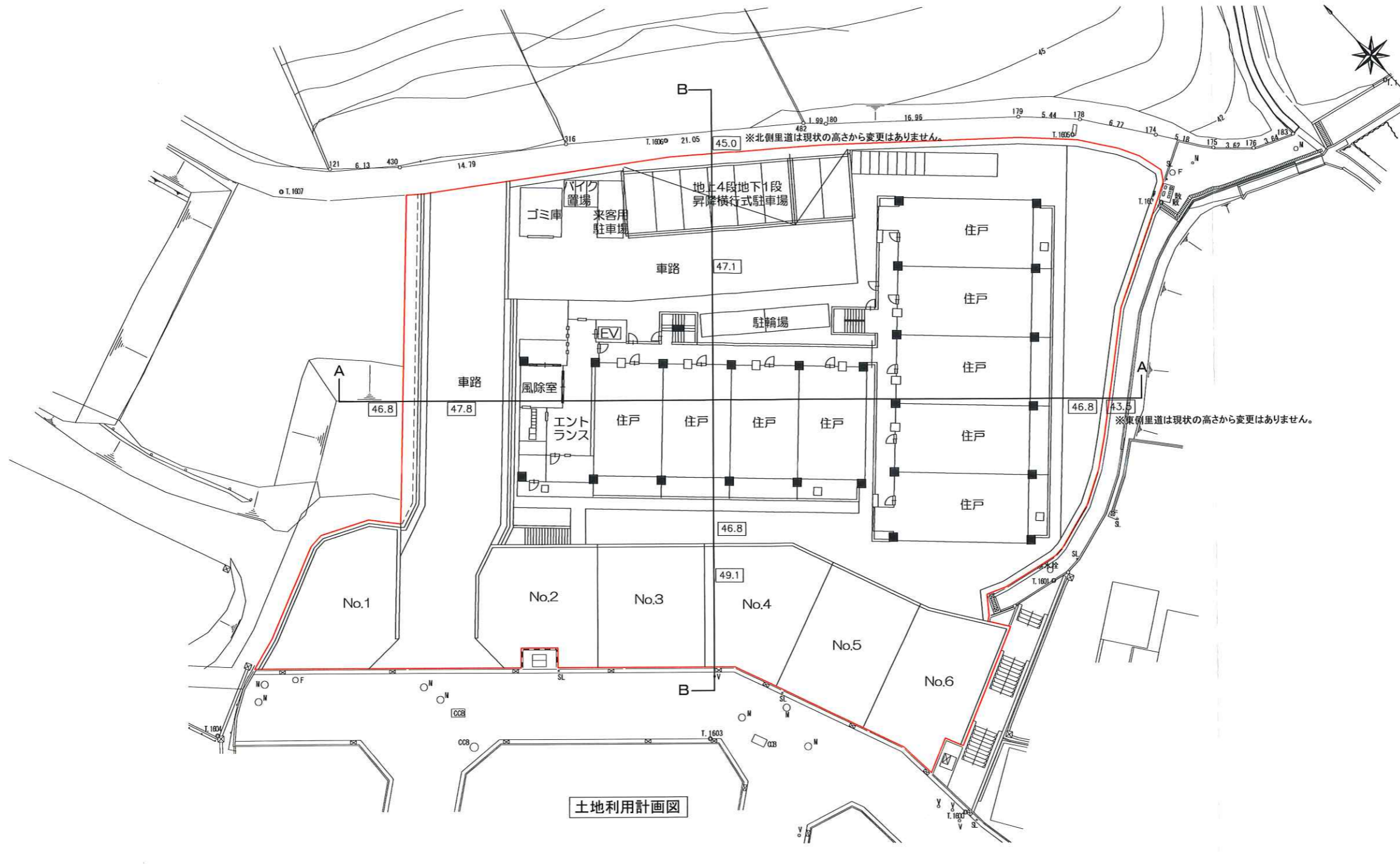
2. これまでにご回答されております内容に関しましても施工者を決定していない状況で確約されるものかどうか懸念されます。この辺りの明確にご回答願います。

回答) 本計画についての施工者は決定しておりませんが、本計画をもとに吹田市と協議を行い、都市計画法の許可を取得した上で、施工する予定としておりますので、ご安心いただけますようお願い致します。

3. 事業地内外の高低差がよくわかりません。これに関しても明確に記載して頂きますようお願い致します。

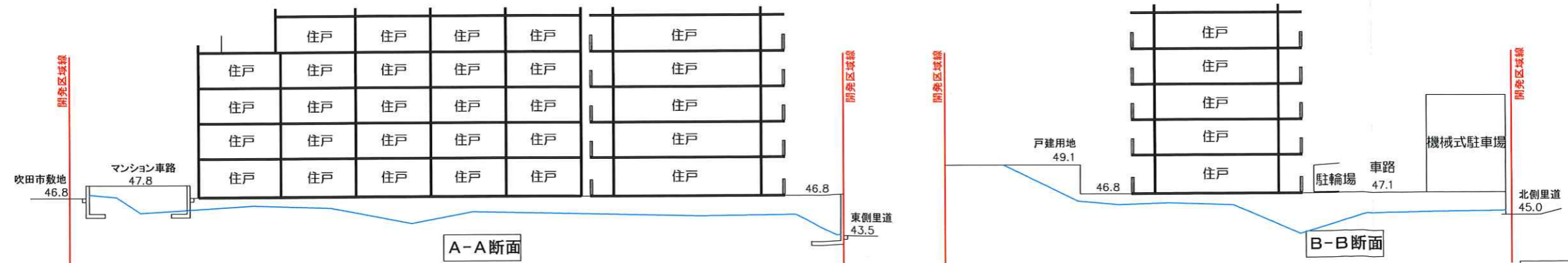
回答) 本計画の地盤高さが分かる資料として断面図を添付致しますので、ご高覧下さいますようお願い致します。

以上



土地利用計画図

46.8 地盤高さ
 現況地盤ライン



※当計画は諸官庁との協議等により、
 変更が生じる場合があります。

S=1:400
 (仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画

地盤高さ参考図

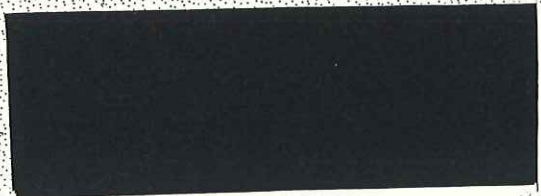
様式第8号

意見書・再意見書

2024年4月15日

吹田市長宛

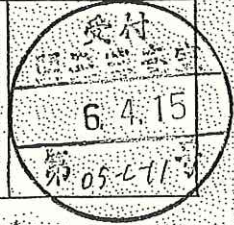
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画		
事業区域の位置	桃山台5丁目651番1、651番2 吹田市 春日3丁目93番8、93番123、93番124、93番125、93番126 93番127、93番128、1237番		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>○事業地周りの里道の利用等です。 里道と事業地との高低差があるようでしたら断面図を提示してください。</p> <p>○計画図から里道の事業地の高くなるようですが、 里道のゴミ等の投棄や排水の汚染が懸念される。 里道より(北側・東側里道)を1.7mほど高設変更するようお願いします。</p>		
※受付年月日	R6年2月14日	※受付番号	第 05-L-17 号
※備考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和6年5月2日

吹田市長 様

事業主 株式会社梅新京橋不動産
お問合せ先 株式会社CAST-UD

再見解書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、『(仮称)吹田市桃山台5丁目計画』に頂戴致しました再意見書(No.3)に対して、下記の通りご回答させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い致します。

謹白

記

1. 事業地周りの里道の利用者です。

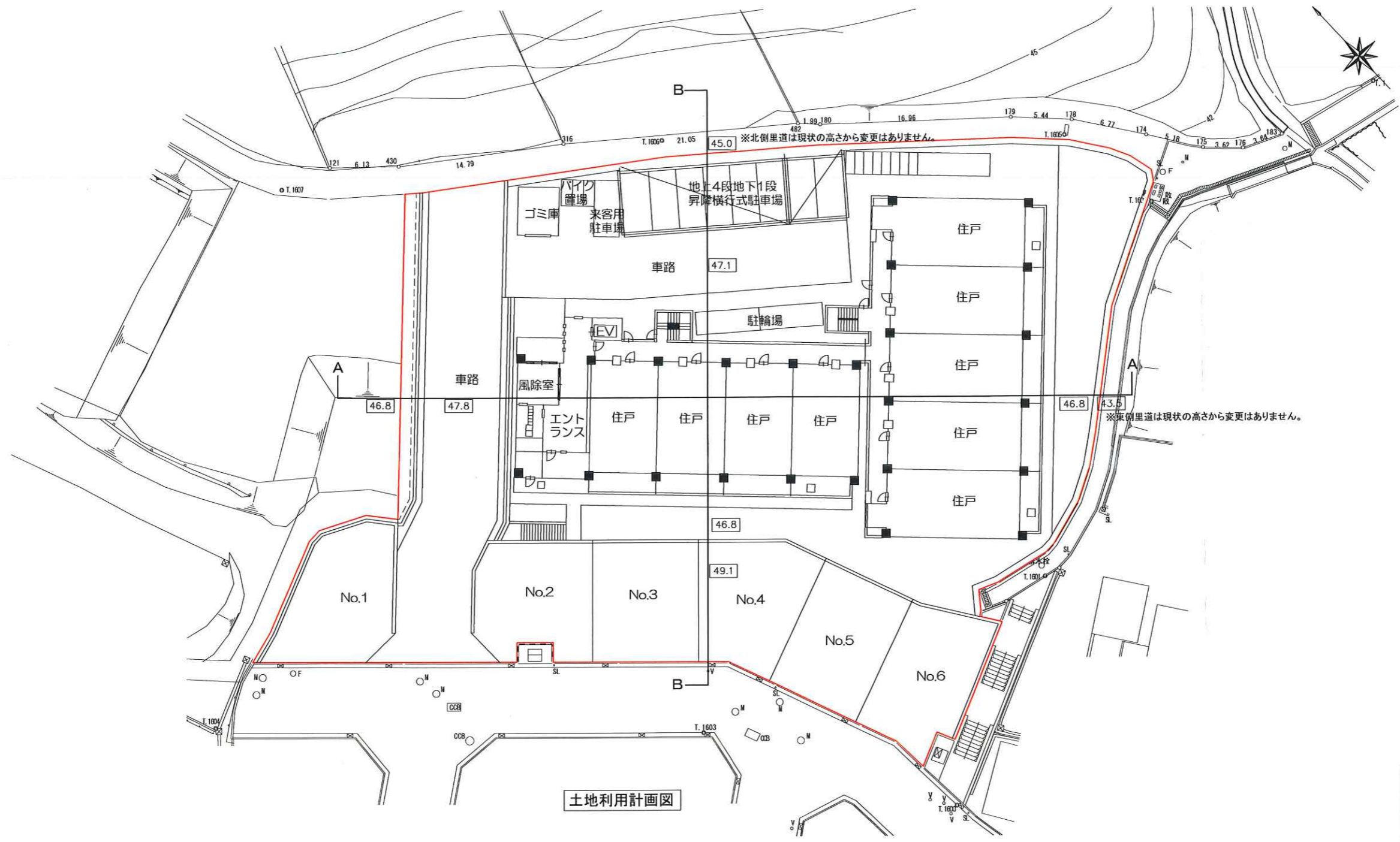
里道と事業地において高低差があるようでしたら断面図をご提示下さい。

回答) 本計画の地盤高さが分かる資料として断面図を添付致しますので、ご高覧下さいませようお願い致します。

2. 計画図から里道より事業地の方が高くなるようですが、里道へのゴミ等の投棄や排気ガス汚染が懸念される為、里道より(北側・東側里道)セットバックをして建設変更するよう求める。

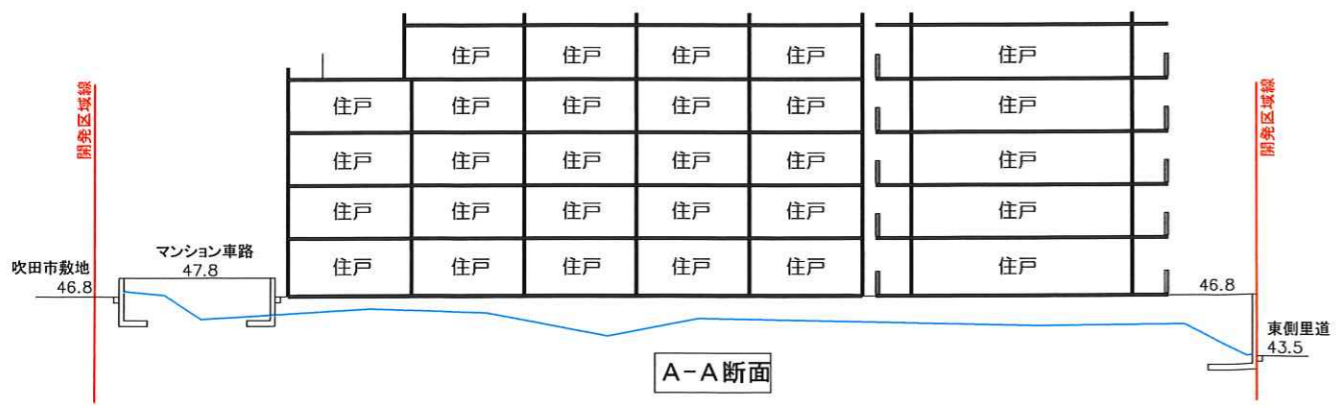
回答) 本計画については、計画地内にゴミ庫を設ける計画としております。また、駐車場についても地上4段の駐車場を計画しておりますが、車のエンジンは乗り降りする際の1段目のみとなりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。なお、里道のセットバックについては、変更出来かねますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上

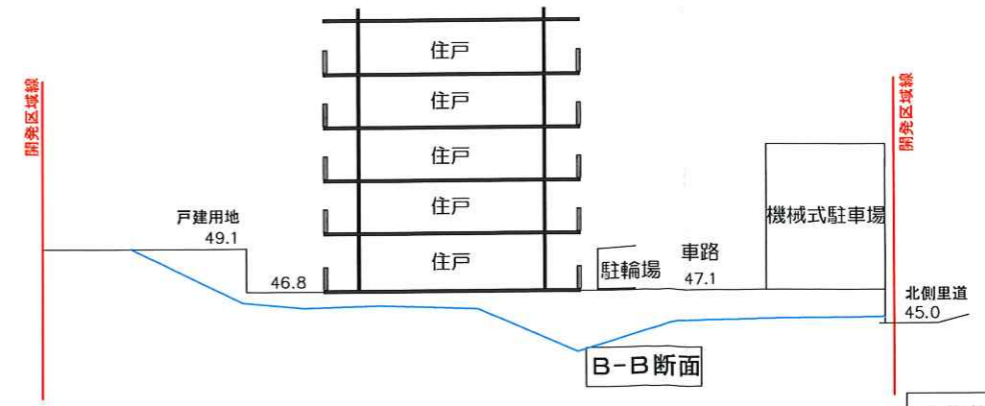


土地利用計画図

46.8 地盤高さ
 現況地盤ライン



A-A断面



B-B断面

※当計画は諸官庁との協議等により、
 変更が生じる場合があります。

S=1 : 400
 (仮称) 吹田市桃山台5丁目 計画

地盤高さ参考図